

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
藤沢市立学校の管理運営に関する規則を次のように改正する。

2020年（令和2年）6月17日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

- 1 改正する規則
別紙のとおり
- 2 施行期日
公布の日

提案理由

この議案を提出したのは、新型コロナウイルス感染症対策のための藤沢市立学校の臨時休業に伴い、実施できていない学習時間を確保するため、夏季休業日に関する規定を整備する必要による。

参 考

藤沢市立学校の管理運営に関する規則 抜粋

(休業日)

第3条 政令第29条の規定により教育委員会が定める学校の休業日は、次のとおりとする。

(2) 夏季休業日 7月21日から8月31日までの日

学校教育法施行令 抜粋

(学期及び休業日)

第29条 公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的学習活動等休業日」という。）は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 将 宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市立学校の管理運営に関する規則（昭和35年藤沢市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和2年度における夏季休業日の特例）

4 令和2年度における学校の夏季休業日は、第3条第2号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 小学校第1学年から第5学年まで、中学校第1学年及び第2学年並びに特別支援学校小学部第1学年から第5学年まで並びに中学部第1学年及び第2学年
8月1日から同月23日までの日

(2) 小学校第6学年、中学校第3学年並びに特別支援学校小学部第6学年、中学部第3学年及び高等部 8月8日から同月23日までの日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。